

### 3 魅力ある地域の形成

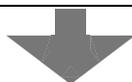
#### 美しい景観の形成のための特例措置の創設

「都市等における良好な景観の形成の促進に関する法律案」（仮称）の制定に併せ、同法に基づく「景観重点地域」（仮称）内において、良好な景観の形成に資する建築物等に係る特例措置を講ずる。

##### < 制度概要 >

地方公共団体が景観形成計画を策定

- ・ 「景観重点地域」の区域
- ・ 「景観重点地域」における良好な景観の形成に関する方針と施策



市町村が「景観重点地域」内において「景観重要建築物」（仮称）を指定

- ・ 所有者に維持保全義務

##### < 税制特例内容 >

景観重点地域内の土地等について、景観整備保全推進機構（仮称）等へ譲渡した場合の1500万円特別控除（所得税・法人税）

景観重要建築物及びその敷地を適正な水準に評価減（相続税）

#### 電線類地中化設備に係る特例措置の延長

法人税・所得税：特別償却 5 %  
固定資産税：課税標準 9 / 10

安全で快適な通行空間の確保、歴史的街並みの保全、都市景観の向上等のため、電線類地中化設備に係る特例措置の適用期限を延長する。

#### 奄美群島及び小笠原諸島の振興に係る特例措置の延長及び拡充

立ち遅れの著しい奄美群島及び小笠原諸島の自立的発展、自主的な地域振興を図るため、両地域に係る現行の特例措置を延長するとともに、奄美群島における特別償却制度の対象施設の拡大等の所要の措置を講ずる。（所得税、法人税等）

< 拡充内容 >

奄美群島における特別償却制度

対象事業

- ・ 製造業
- ・ 旅館業

特別償却率 機械等： 11 / 100  
建物等： 7 / 100



農林水産物等販売業を追加

**地方鉄道の近代化設備に係る特例措置の拡充**

固定資産税：「緊急に実施する保全整備事業により取得した施設」  
課税標準：1 / 4（5年間）に拡充

厳しい経営状況にある地方鉄道の安全性の向上を図る投資を促進するため、鉄道軌道近代化設備整備費補助を受けて緊急に実施する保全整備事業により取得した資産について、課税標準の特例率を1 / 4（現行1 / 2）に拡充する。

**安全性緊急評価**

地方鉄道の施設、車両の現状を「安全性」の観点から客観的・統一的に評価



**保全整備事業**

安全性緊急評価の結果、「緊急」に安全対策が必要な橋りょう、トンネル等の改修等を実施



安全で良好な鉄軌道輸送サービスの提供